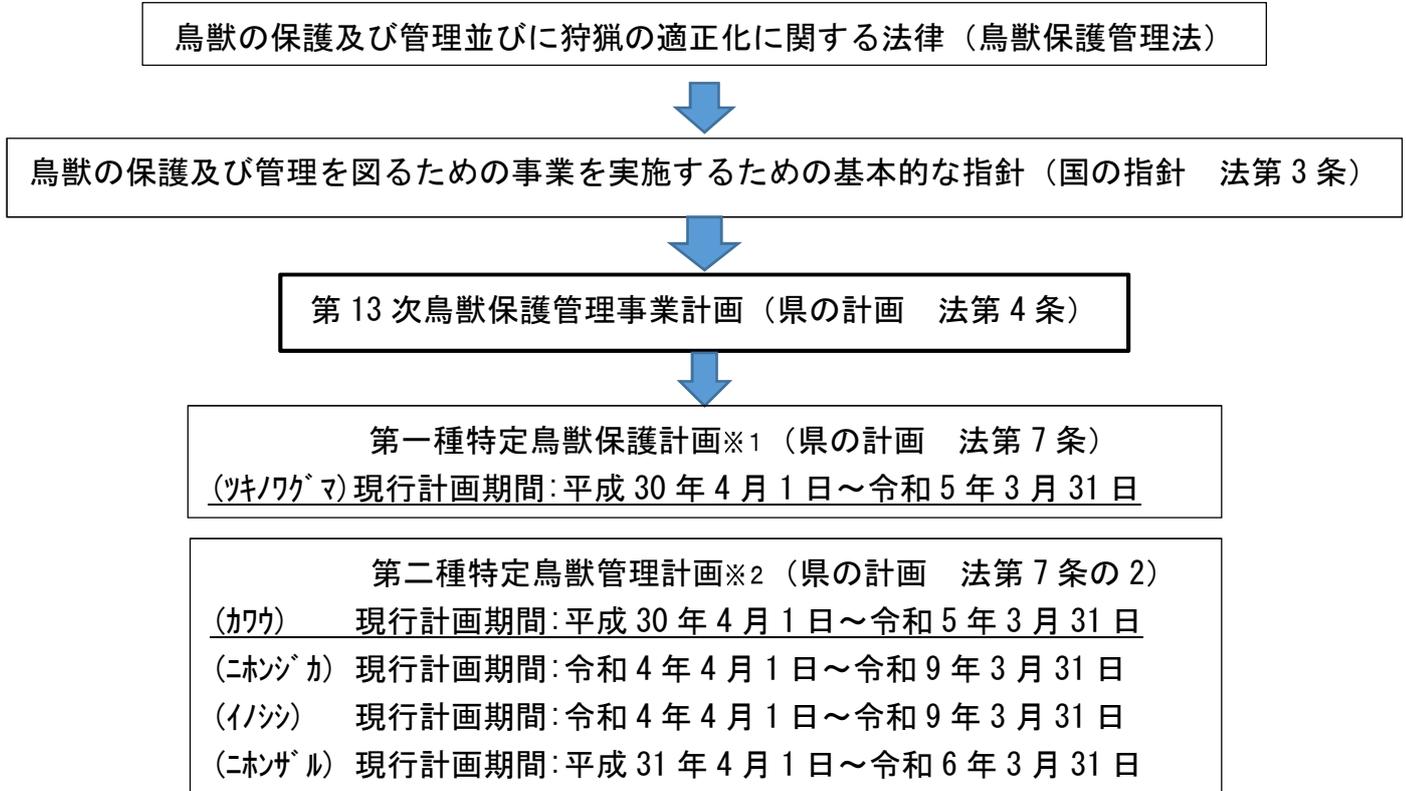


滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画および
 滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画について

1. 計画の法的位置付け



※1 【第一種特定鳥獣保護計画】

生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画。

※2 【第二種特定鳥獣管理計画】

生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画。

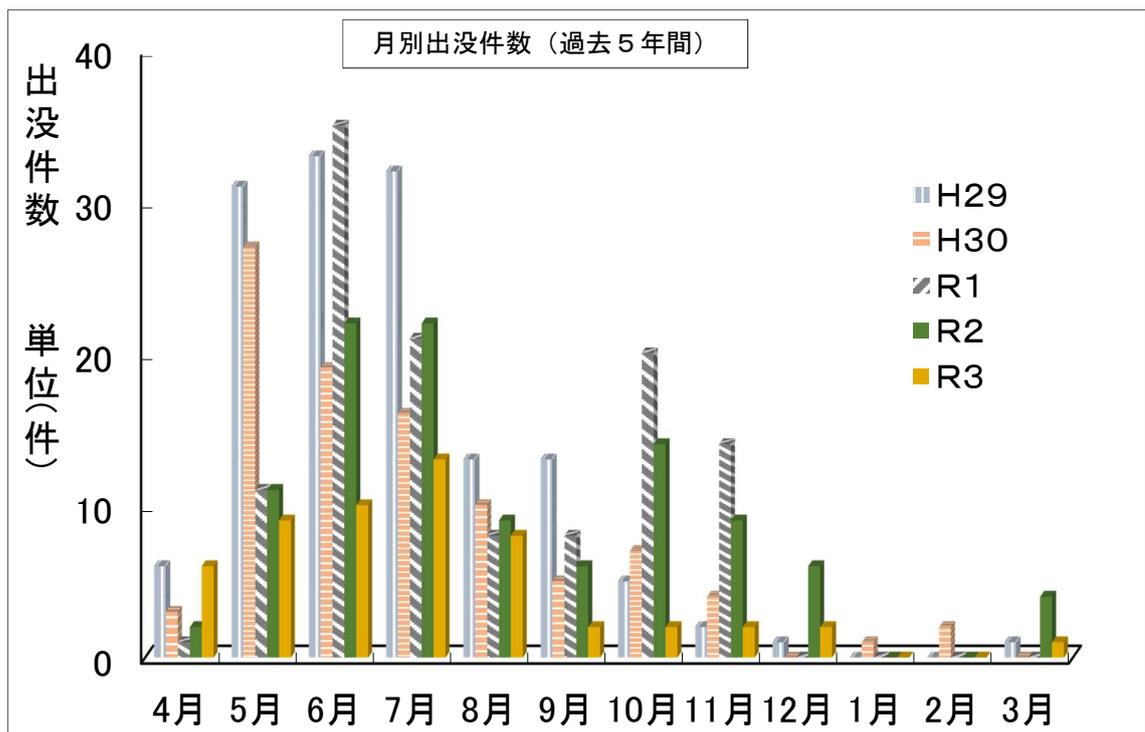
2. 令和4年度計画策定スケジュール（予定）（ツキノワグマ、カワウ）

時期	概要
令和4年 5月	環境・農水常任委員会報告（計画策定について）
7月	環境審議会への諮問
10月	環境・農水常任委員会報告（素案について）
11月	環境審議会からの答申
12月	環境・農水常任委員会報告（パブコメ案について）
12月	県民政策コメントの実施、市町等への計画案に係る意見照会
令和5年 3月	環境・農水常任委員会報告（パブコメ結果について）
3月	計画の策定・公表

3. 計画策定予定鳥獣種ごとの計画策定目的および現況

(1) ツキノワグマ

個体数の安定維持が出来ていると考えられるものの、集落周辺での出没や人身被害の発生等が課題。個体数の安定維持および生活環境被害の減少、人身被害の回避を目的として策定。



(2) カワウ

生息数は減少したものの、内陸部に新たなコロニーが形成されるなど分布域に変化が生じており、河川の漁業被害や生活環境被害など、新たな被害が生じていることから、これら被害の低減を目的に策定。

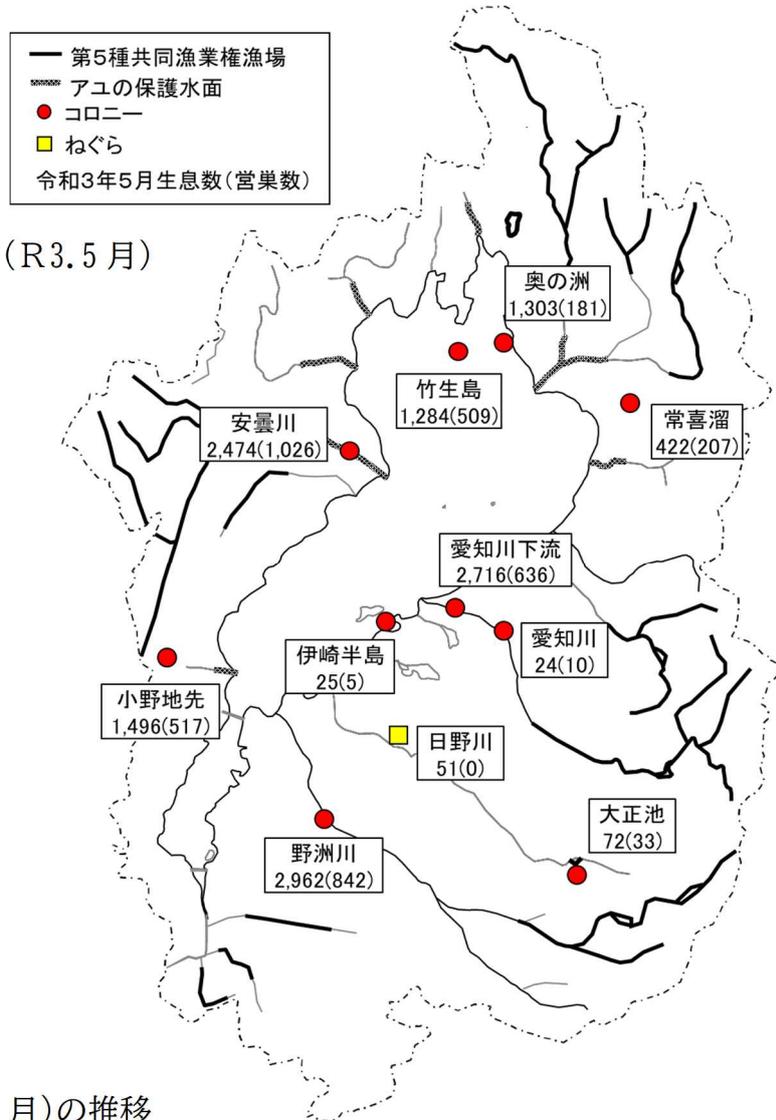


図-1 滋賀県カワウの分布(R3.5月)

図-2 滋賀県カワウ生息数(5月)の推移

